

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成29年度第3回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成29年11月7日（火） 午前10時00分から午前11時45分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

岡崎 優子，松本 正子，的場 真介，和田 治郎

4 事務局

（1）岡山市

森本審議監，山本契約課長，内海工事契約担当課長，水野契約課課長補佐（物品契約係長），川上契約課工事契約係長，林契約課課長補佐（指導係長），堀井契約課副主査，上田契約課副主査

（2）水道局

浅田管財課長，御幡管財課課長補佐，児子管財課契約係長，平山管財課主任，白石管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

1 岡山市抽出事案について

（1）物品契約

（2）工事契約

2 岡山市水道局抽出事案について

（1）工事契約

（2）その他

3 その他

6 会議概要

1 - (1) 岡山市抽出事案 「平成29年度岡山市庁内 LAN・インターネット分離システムライセンス等」について

Q：元々の分離システムの機器等をこの落札業者から購入しているのか。

A：A社製品で落札業者から購入しているものと、他の代理店から購入しているものがある。

Q：汎用品で、A社製でないものもあるのに、応札が1者しかなかった理由は。岡山市内でこの落札業者以外にこれを納入できる可能性がある業者は何者あるか。

A：今回の参加条件は、有資格者名簿の物品部門に登録があり、OA機器を希望している市内、市内扱い、準市内の業者であるが、該当する業者は多く、その中で業者登録の際にA社製品の取り扱いがあると記載してある業者も数多く存在する。今回の案件は汎用品であり、A社製品の取り扱い店でなくても代理店でも売っているものであり、なぜ1者応札だったかははっきりしない。

Q：市場価格調査についてメーカー系列を変えて価格調査をしているか。

A：当該案件については、1者だけからの見積徴取であった。契約課としては複数者から見積書徴取をするよう指導しているが、さらに周知して行きたい。

元々の分離システム導入時、保守部分を含め、競争をさせて複数あるメーカーの中から結果としてA社を選択した。システムそのものがA社製なので、このシステムの使用期間については、付属品についてもやはりA社製を指定せざるをえない部分はある。

Q：当該案件については汎用品の購入であるので、他系列のメーカーも入れるようにメーカーを変えての見積書徴取・市場価格調査といった手続きが重要だと思う。

A：ご指摘のように、見積書の徴取の仕方など、複数のメーカー企業が応札できるような取り組みをさせて頂きたい。

1 - (2) 岡山市抽出事案 「県道佐伯長船線安全施設工事(29-5)」について

Q：最低制限価格が高すぎるように思うが。

A：最低制限価格は、現在設計額から求められた金額にX、Y、Zのシステムからランダムに発生させた数値を入れた数式をかけるので、上下1%程度の幅がある。この幅については近年変更になってはいない。

Q：この最低制限価格の算出方法は、法律で決まっているのか。

A：最低制限価格については、公契連モデルといって国交省が元々作成している基準に準拠しており、法的にこれにしないといけないということではないが、国交省が

全国的な統計をとった中で最低限の品質を確保等するための基準を示しているのに、それに岡山市は合わせている。数式にランダム係数をかける方法は、多くの自治体で導入されているがやり方は様々である。ランダム係数をかけて前後1%程度の幅を設けるとするのは岡山市独自で決めている部分である。

Q：価格が低すぎると地元業者を疲弊させてしまうので、恣意性が入るのは防止しなければいけないが、今回の案件は、市の積算が市場価格とずれていたのではないか。最低制限価格を下回った失格者が多く出た場合には、何かしら市場価格に応じて失格としない仕組みができないか。

A：最低制限価格が過去もっと低い時期があったが、その当時どんなことが起こっていたかということ、工事が終わった後に下請業者にお金を払わないであるとか、受注した会社の資金繰りが悪くなって倒産するなどが続いていた。それがどれくらいの価格だったらやっていけるのかということで、国が全国的な統計の中から最低制限価格のモデルを出しており、それに基づいて岡山市も設定している。そのモデルに基づいて計算している最低制限価格ぎりぎりのところを狙って業者は札を入れてきている。結果的に本当にこの金額なら赤字にならないとかそういった視点かどうかはわからない。

土木の他の工事と言えば、積算基準も明確になってきているので、ある金額帯のところへ何十者と札を入れてくる。最低制限価格を下げれば下げるだけ低い価格で入れてくるので疲弊して潰れていく可能性があり、この基準を設定しないと業者の経営を守れないという実態がある。

もうひとつ国会の建設委員会でも議論になったことがあるが、業者保護や健全な育成をしていかないと中小企業が育っていかない、担い手が補充されないという中で、適正・適切な積算の結果が設計金額となっている。以前は歩切りということ、設計金額から数%落とした額を許容価格として設定していたようだが、国交省から歩切りを行わないよという方針が出た後は、岡山市は設計金額イコール許容価格としている。その金額はあくまで適正な単価の積み重ねであり、例えば業者が許容価格の100%で応札したとしても、決して損はしていないというのが今の考え方のひとつで、それで品質は確保される、業者は守られる、従業員にもきちっとお金がいく、下請けにもお金がいく。競争性・経済性というのは公契約の3本柱の1つだが、安ければいいだろうという考えは修正されつつある。

Q：最低制限価格に恣意性を入れるのではなくて、今回のような入札の状況を見て、価格分布帯を反映するような補正をすることはできないのか。

A：参考にさせて頂く。

2－(1) 岡山市水道局抽出事案 「φ600mm送水管布設工事(架設工の部)」
について

Q：この案件は非常に落札率が高く、許容価格ギリギリのところではまっているケースであったが、この設計価格は正確に業者は把握できるものか。

A：見積参考資料や基準に基づいて、見積の部分と業者が積算する部分があるが、かなり高い精度で積算される。

Q：事前に3者に見積をとったのに、この入札に1者しか参加しなかった理由は。

A：確認できていない。最近は大きい業者があまり参加しなくなって、中小の鋼管メーカーが参加している場合が多い。

Q：3者の見積額に差はあるか。

A：見積額は、全体の鋼管の部分とそれ以外の部分があり、鋼管の部分が全体の40から50%になるが、金額的には3者ともほとんど差がない。

Q：今回のφ600mmの管というのはある程度金額に差がでるものなのか。

A：あまりでないかと思う。

2－(2) 岡山市水道局事案 「平成29年度第3回岡山市入札外部審議委員会抽出案件」について

Q：落札率が高い案件で、6者応札して、落札率が99%を超えている案件があるが、他の5者は失格となっていないが100%の金額を入れているのか。

A：この案件については、1回目で全者許容価格オーバーとなり、2回目の入札で落札となっている。許容価格超過は失格とはならない。

Q：失格になるのはどのような場合か。

A：有効札ではなかったという取り扱いなので、いろいろな事由があるが、最低制限価格未満で入札した場合等。

(終了)